7　業務継続性の確保

都道府県警察は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制及び事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定及び計画の評価・検証等を踏まえた修正等により、業務継続性の確保を図るものとする。

8　被留置者への対応

都道府県警察は、被留置者の避難や移送を的確に行うため、非常計画の見直し及び訓練を実施するものとする。また、被留置者の処遇を確保するための装備資機材等の整備及び被留置者の移送に関し、検察庁等と必要な連携を図るものとする。

第2　情報収集・連絡体制の整備

1　情報収集の手段及び方法

・　都道府県警察は、大規模災害発生時に、都道府県警察通信指令課（室）からの指示の下に、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、かつ通信指令課（室）等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。

・　ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を収集・連絡する資機材の平素からの積極的な活用を図るものとする。

・　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。

・　災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配意するものとする。

・　警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等へ情報を伝達するファックスネットワークの構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。

2　情報収集のための事前準備

⑴　常に通信指令の機能が確保されるよう体制を確保するとともに、災害対応マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

⑵　被災都道府県警察において警察航空機が、的確に運用できるよう、航空隊における体制を確保するとともに、運用マニュアル等を作成し、災害時の応急対応に備えるものとする。

3　被災状況の把握及び評価

都道府県警察は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の数の集約とは別に、通信指令課（室）、災害警備本部等において、被災地から報告される人的・物的被害に関する情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況（例えば「○○市内ではおよそ○千名が建物の下敷きになっている模様」）を把握及び評価し、警察庁及び管区警察局に報告する体制を整備するものとする。

第3　情報通信の確保

1　通信の確保

都道府県警察は、災害発生時の通信の確保のため、各都道府県の情報通信部との連携を十分にとり、以下の事項の推進に努めるものとする。

・　警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策の検討

・　機動警察通信隊との実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化

・　衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の災害発生時における使用の検討

・　警察施設等の新築、改築時における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保

・　耐震構造、免震構造の導入等による通信の耐震性の向上

・　災害時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携

・　長期停電等の際、警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の十分な検討

・　情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成、訓練の実施

2　情報システムの機能の確保

⑴　耐震性の向上

都道府県警察は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、以下の事項の推進に努めるものとする。

・　耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上

・　停電時における機能確保のための非常用電源の確保

⑵　信頼性の向上

都道府県警察は、災害発生後、速やかに機能を回復させるため、以下の事項の推進に努めるものとする。

・　システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上

・　重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第4　交通の確保に関する体制及び施設の整備

1　災害発生時における交通規制計画

都道府県警察は、災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定するものとする。

2　交通管理体制及び交通管制施設の整備

都道府県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐震性の確保を図るものとする。

また、災害発生時の交通規制を円滑に行うため、都道府県警察は、警備業者等が交通誘導の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の協議を行い、協定等を締結するよう努めるものとする。

3　緊急通行車両に係る確認手続等

都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、都道府県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。

また、公的機関に対し、事前届出制度の周知及び民間事業者等との輸送協定締結を促進する。加えて、緊急通行車両の確認事務を適切に行うため、職員への定期的な教養及び標章・証明書の備蓄を推進する。

4　運転者のとるべき措置の周知徹底

都道府県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

⑴　車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

ア　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ　引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

⑵　車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア　津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ　津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。